

広島県告示第千二百五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十条第二項の規定によって、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

並滝寺狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

二 区域

東広島市志和町地内の主要地方道東広島向原線と東広島市志和町と八本松町の境界との交点を起点として、同所から同境界を南西方に進み、登山道との交点に至り、同所から登山道を北方に進み市道並滝寺線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み並滝寺山国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北方に進み、東方に進み主要地方道東広島向原線との交点に至り、同所から同地方道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

一 名称

走島狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

二 区域

福山市走島町のうち走島本島の区域

三 期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

一 名称

竜王山狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

二 区域

福山市地内の主要地方道福山尾道線と福山市道赤坂瀬戸一号線との交点を起点として、同所から同市道を南東方に進み、福山市道金江瀬戸幹線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み、主要地方道鞆松永線との交点に至り、同所から同地方道を北西方に進み、福山市道宮前柳津幹線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、一般国道二号線との交点に至り、同所から同国道を北東方に進み、主要地方道福山尾道線との交点に至り、同所から同地方道を北東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

一 名称

横倉狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

二 区域

福山市沼隈町地内の広島県瀬戸内森林計画区十林班から十二林班までの区域

三 期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

一 名称

千田町狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

二 区域

福山市地内の一般国道三二三号線と一般県道坪生福山線との交点を起点として、同所から同一一般国道に沿って北方に進み一般国道一八二号線との交点に至り、同所から同一一般国道に沿って南東方に進み福山市道南蔵王一九号線との交点に至り、同所から同市道に沿って南西方に進み一般県道坪生福山線との交点に至り、同所から同一一般県道に沿って西方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

一 名称

沼田川狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

二 区域

三原市地内の沼田川右岸と主要地方道三原竹原線との交点を起点として、同所から同主要地方道を西方に進み一般県道小泉本郷線との交点に至り、同所から同一一般県道を北西方に進み市道沼田西町七九号線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み一般国道二号との交点に至り、同所から同一一般国道を東方に進み沼田川右岸との交点に至り、同所から同右岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで